別紙様式７

　　　　　　　　　宿舎損害賠償金軽減申請書

　　　 　 　　年　　月　　日

国立大学法人小樽商科大学長　　殿

　　　 旧所属部課名

　　　 氏　　　 名

現在貸与をうけている次の２に掲げる宿舎にかかる損害賠償金について、次の理由によ

り、国立大学法人小樽商科大学宿舎に関する事務取扱要項第１０条第１項ただし書きの規

定による損害賠償金の軽減をうけたいので、所要の証明を添えて申請します。

１．理由

２．宿舎

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 宿舎名及び戸番 | 宿舎規格 | 宿舎所在地 | 駐車場の指定  保管場所 | 宿舎明渡  予定期日 |
|  |  |  |  |  |

３．現在の勤務先及び職名

４．居住者

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　　　　名 | 年齢 | 性別 | 本人との続柄 | 職業（学年） | 扶養手当支給の有無 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

|  |
| --- |
|  |

　上記の申請者を、引き続き上記宿舎に居住させておくことがやむをえないことを証明し

ます。

　　　 任命権者　　国立大学法人小樽商科大学長 印

|  |
| --- |
|  |

　 　　　 　宿舎損害賠償金軽減承認書

　上記の申請に対し、当該貸与宿舎にかかる損害賠償金の軽減について、下記のとおり承

認します。

　　年　　月　　日

　　　 　　　　 国立大学法人小樽商科大学長　 印

　　　 　 記

１．軽減措置の期間　　　　年　　月　　日　から

　　　 　　年　　月　　日 まで

２．損害賠償金の額　　月額　　　　　　　　円

３．条件

(1)　申請書に記載した理由に変更があった場合には、被貸与者は、すみやかに宿舎の維　　持管理機関に、その旨を届出なければならない。

(2)　損害賠償金を軽減することを承認された後、被貸与者が国立大学法人小樽商科大学　　宿舎規程第９条第２項の規定に違反して宿舎を明け渡さないときは、この承認は遡及して取り消すものとする。